

龍ヶ崎市教育大綱（案）

パブリックコメントによる意見募集の結果について

平成28年7月

龍ヶ崎市総合政策部企画課

提出された意見とその意見に対する市の考え方

意見提出期間	平成28年5月27日（金）～平成28年6月23日（木）		
意見提出者数	3名	意見件数	29件

No	意見No	意見及び内容	市の考え方
1	1	<p>【基本方針1 義務教育の充実について】</p> <p>1 子ども達の現実・現状をリアルに見ること。</p> <p>(1) 日本の子ども達は他国と比較すると、自己肯定感が極めて低く、年々低下しているとの調査結果が出ている。主な要因は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力テストによる競争が強いられ、子ども達や学校が過剰に反応してる。 ・現在の小学生は超多忙である。 	<p>龍ヶ崎市教育大綱（以下「教育大綱」といいます。）の策定に当たっては、児童生徒、教職員、さらには保護者へのアンケート調査を踏まえ、策定作業を進めてきたところです。</p> <p>また、保護者の方や地域の方、教職員との意見交換なども実施しています。</p> <p>今回いただいたご意見は、龍ヶ崎市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」といいます。）を策定する際の参考にさせていただきます。</p>
	2	<p>(2) 「確かな学力」「豊かな心」を育てるために、</p> <p>①子ども達の学習に対して、次の意識調査が必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業がよくわかるか ・授業がよくわかる時はどんな時か ・授業が分からない時はどんな時か ・先生にどんなことをお願いしたいか ・学校の勉強は楽しいか 	<p>児童生徒への意識調査は、意見No1のとおり実施しており、具体的には次の3種類のアンケート調査を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全国学力・学習状況調査 ②学校生活に関する調査 ③学校評価 <p>このため、教育大綱及び教育振興基本計画で構成される、（仮称）龍ヶ崎市教育プラン（以下「教育プラン」といいます。）の序章（現状と課題）の中で、意識調査の主な結果を記載する予定です。</p>
	3	<p>②学校での問題を「先生の自己責任」にせず、「学習の心得」を子ども、教師、父母の話し合いで作っていくことを提案したい。</p>	<p>子ども達のより良い教育環境の充実を図るには、いただいたご意見のとおり、学校だけの取組では難しいと考えます。</p> <p>このため、今回いただいたご意見は、教育振興基本計画を策定する際の参考にさせていただきます。</p>

No	意見 No	意見及び内容	市の考え方
1	4	③支えあい、励ましあう人間関係をつくり、魅力ある学校づくりを進めるため「創造性のある行事」を作っていくことを提案したい。	本市は、地域との連携や、職場体験学習、農業体験学習、他校との交流事業などを「魅力ある学校づくり」として位置づけ、児童生徒の自主性や社会性を育む教育として取り組んできたところです。 このため、今回いただいたご意見は、教育振興基本計画を策定する際の参考にさせていただきます。
	5	2「時代に即応した教育施策を展開し、教育環境の充実を図る」ことの現状、現実を見ること。 (1)時代に即応した教育施策が学校・地域で子ども達に競争を強いている。	ご意見として承ります。
	6	(2)教育環境の充実を図るということを具体的に政策化する必要がある。主な事例は次のとおり。 ・「30人学級」の実施 ・教職員の増員 ・学力テストの圧力の低減 ・「教え合い」「学び合い」の授業の推奨	今回いただいたご意見は、教育振興基本計画を策定する際の参考にさせていただきます。
	7	【基本方針2 子どもの健全育成】 3子どもの健やかな成長に必要な教育について意見を述べる。 (1)教員のストレス状況に思いを寄せることが重要である。主な意見は次のとおり。 ・教員免許のある方を講師として各学年に配置すること ・教員が一般の労働者並みの帰宅が出来るよう、雑務の排除、仕事の持ち帰り及び土日の部活動などの軽減 ・若手教員へのパワーハラスメントをなくすこと	部活動を含む、教職員の超過勤務対応策として、学校では、学校長を中心に教職員一人ひとりの心身の健康状況の把握や変化の早期発見に努めています。教育委員会では、教員の超過勤務時間の把握に努めるとともに、教育センターでの相談体制や、教員が医師に相談できる体制を整備しています。さらに、茨城県が実施しているメンタルヘルスセミナーや教職員相談事業の活用も奨励しています。
	8	(2)「いじめ」が学校現場に潜在的に存在することを常に考えておく必要がある。親たちと一緒に、教師(学校)は「いじめ」克服に関することを忘れてはならない。	本市では、いじめ防止への取組として、平成26年7月に龍ヶ崎市いじめ防止基本方針を策定しています。 このため、今回いただいたご意見は、いじめ防止基本方針を踏まえ、教育振興基本計画を策定する際の参考にさせていただきます。

No	意見 No	意見及び内容	市の考え方
1	9	<p>4 平和教育について</p> <p>(1) 「広島・長崎平和集会」に子ども達の代表を送っていることは高く評価できる。このため、次の取組をしていくことを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、代表の子ども達の人数や予算を増やして多くの子ども達が参加できるようにすること。 ・ 帰って来た後に報告会を行うこと ・ 龍ヶ崎市原水協の方々を講師にしてみても ・ 「事前の学習資料」などを作成し、各学校や父母・市民が利用できるようにすることで、平和学習の積み上げになる 	<p>「広島・長崎平和集会」への参加に当たっては、代表の生徒間で勉強会を実施したり、帰ってきてから各学校で報告会などを実施しており、これらの内容は市公式ホームページに掲載しているところです。</p> <p>今回いただいた平和教育に関するご意見は、教育振興基本計画を策定する際の参考にさせていただきます。</p>
	10	<p>(2) 教科書問題を取り上げること。具体的には次の事項を希望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科書の採択に当たっては、各学校の教師たちが自らの考えで希望する教科書を決めること ・ 「つくる会」などの圧力に屈せぬこと ・ 教育委員会は、学校現場の声を尊重し、公平な採択に尽くすこと 	<p>ご意見として承ります。</p>
	11	<p>「基本方針1」の中で小中一貫教育が述べられているため、小中一貫教育の「ねらい」「問題点」などについて意見を述べる。</p> <p>1 小中一貫教育の目的・ねらいは何か</p> <p>(1) 学校制度体系の複線化</p> <p>教育システム答申により、中学3年間だけを見れば3種類のコースが並行する「複数型学校制度体系」が本格化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の「6・3」制 ・ 小中一貫教育による「9制」 ・ 中高一貫校 	<p>小中一貫教育の推進については、これからの時代を担う子ども達にとってより良い教育環境を整備する観点から検討するところです。</p>
	12	<p>(2) 教育予算の削減</p> <p>文部科学省は「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を策定し、通学時間もスクールバスの利用を含め、1時間以下という基準を示した。これにより、全国で5,462校が削減可能となり、1万8,000人の教職員、300億円以上の削減を見込んでいる。また、「発達の早期化論」「中1プロブレム克服論」「学力向上論」などが実証的な根拠もなく喧伝されている。</p>	<p>文部科学省は、平成26年9月に「小中一貫教育等についての実態調査」を公表し、この中で、小中一貫教育は、学力の向上をはじめとして、「中1ギャップ」の解消など、一定の成果が示されているところです。</p> <p>また、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を策定し、通学時間に関する基準を示したところですが、教職員や教育予算の削減までは示しておりません。</p>

No	意見 No	意見及び内容	市の考え方
1	13	(3) 「6・3」制は高尚なる制度 そもそも戦後教育改革としての「6・3・3制」は、戦後の中等教育が複線化された「差別的教育制度」を抜本的に改め、国民にとっての権利としての「完成教育」とすることであった。この気高い制度について認識しておく必要がある。	今日の教育を取り巻く社会情勢や環境の変化を踏まえ、戦後60年間続いてきた教育委員会制度は、見直されたところです。 小中学校の9年間の義務教育期間においても、以前と比較すると、児童生徒の心身の成長が早く、現在の子ども達にとってより良い教育環境を整備する観点から、学年の区切りをはじめとして、小中一貫教育の推進を検討するところです。
	14	2 「小中一貫校」の実態 (1) 過疎地の自治体が「町づくり」の核として 小中一貫校の規模をみると、約半数の58校が児童生徒数270名以下のほぼ1学年1学級である小規模校である。統廃合で地域から学校がなくなるよりも、小中一貫校にして地域に学校を存続させている。統廃合と一貫校の関係については、新聞社の調査では100校中52校が「学校統合の中で計画」と回答している。	本市で小中一貫教育を推進するに当たっては、子ども的人数が減るから統合をして、実施するわけではありません。 意見No11にも記載したとおり、これからの時代を担う子ども達にとって、より良い教育環境を整備する観点から、小中一貫教育の推進を検討するところです。
	15	(2) 「過疎地」としての自治体自生の困難克服 地域に学校を存続させる工夫として、小中の施設を共有し合うことは否定されているものではない。地域住民の教育要求を詳しく調査することが重要であり、上からのトップダウンの決定が、各地の「反対運動」を呼び起こしている。	小中一貫教育の推進に限らず、地域と学校の連携による取組は肝要であるため、地域の方や保護者との意見交換などを実施していく考えです。
	16	(3) 統廃合に反対する全国各地の紛争 2006年の東京都品川区日野学園の開園をはじめとして、横浜市や京都市などの大都市や、栗原市、東松島市、矢祭町でも統廃合による一貫校計画に反対運動が起きたところである。	ご意見として承ります。
	17	3 「全国アンケート調査」が明らかにしたこと (1) 小学5～6年生の「自己評価」が低い 「小中一貫教育の統合的研究」の調査結果では、「小中一貫校」の小学生4～6年生は、「非一貫校」の児童より、自信や自己評価、友人関係、学校適応感、疲労、学業などがネガティブな傾向にある。	小中一貫校は、小学校から中学校へ進学する際の環境の変化、いわゆる「中1ギャップ」の解消などについて、一定の成果があるとのこと。また、学年を超えた活動、いわゆる「縦割り班活動」において、上級生は、自己存在感や自己肯定感が高まるとも示されているところです。 このため、今回いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

No	意見 No	意見及び内容	市の考え方
1	18	<p>(2) 「小中の接続・制度」の課題 2013年10月に新聞社の調査が示した課題について、以下のよう にまとめられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小6がリーダーの役割を果たせない ・7年生の対応に苦勞する ・小・中接続部が成長の切れ目として機能しない 	<p>今回いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>
	19	<p>4 「6・3・3制」の空洞化を黙止してはならない (1) 思春期と青少年期の回復 6・3・3制は、思春期と青年期のアイデンティティ形成をその 独自の課題の取組として組み込んだ制度である。施設の一体型小 中一貫校で、小学5・6年生の卒業式がなくなったり、学校行事 でのリーダーシップの場がなくなったりする時代は、この時期の 子どものアイデンティティの剥奪を引き起こす。</p>	<p>小中一貫教育を先進的に実施している市町村の事例では、卒業式、 入学式以外に、それぞれ学年段階での区切りを意識させる行事等を実 施しています。具体的には、小学校4年生のときに2分の1成人式を、 中学校2年生のときは立志式を行ったり、6年生の卒業式がない代わ りにそれに相当するような式典を実施しています。このため、今回い いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>
	20	<p>(2) 「平成の学制大改革」の目的を知ること 今回の「改革」の基本性格は、小学校段階まで含めて、エリート とそれ以外のものを区分し、多様な複線型学校生徒を探求してい くことである。その点で、今、複線型の有力候補としていて、小 中一貫校と中高一貫校が展開されている。 また、高大の「接続」とそれによる高校教育の再編である。今回 の中教審の「高大接続」答申は高校教育の独自性、「完成性」を ほとんど根底的に破壊すると言わざるを得ない。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
	21	<p>(3) 結論として言えること 平成の教育改革、小中一貫校は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①財界の求める人材育成のために、効率的にエリート・非エリ ート選別を早期に行う公教育を確立すること ②学力テスト、学校選択制、学校統合などの制度改革を行うこと ③その過程で、教育予算を大幅に削減すること <p>などが計画されている。特に「小中一貫校」については、龍ヶ崎 市の地域の状況、実態に即して、市民とともに話し合い、考え合 う必要がある。</p>	<p>小中一貫校の設置に当たっては、地域の方や保護者の方など、市民 との話し合いが肝要であると考えております。</p>

No	意見 No	意見及び内容	市の考え方
1	22	<p>中学校の部活動に「休養日」が必要 強豪校の運動部が休養日をとらない理由は2つあり、「全国大会でよい成績を収めるため」「指導者が長時間練習することが厳しい練習である」と考えているためである。 龍ヶ崎市でも中学校の部活動の休養日をぜひ実現してほしい。具体的には次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①早い時期に生徒、保護者を対象に部活動の実態調査をすること ②教職員の暮らしにどのような影響を与えているか、生徒の暮らしにどのような影響を与えての中間報告をまとめること ③その上で、適切な休養日のあり方をスポーツ科学の視点から明らかにすること ④教職員の負担軽減を図るために、外部指導者の積極的な導入も検討すること 	<p>教職員の超過勤務対応策については、意見No7のとおりです。 また、部活動に外部指導者を導入することについては、体育協会との連携により、スポーツ指導者を派遣するなど、すでに取り組んでいるところではあります。 なお、文部科学省においては、中学高校の部活動に休養日を設けることが検討されております。これは、顧問の教員の負担軽減及び生徒の健康を保持する事を目的としており、来年度にはガイドラインが示される予定です。このため、これらの動向を踏まえながら、検討してまいります。</p>
2	23	<p>教育大綱の策定に当たる総合教育会議のメンバーに一般市民及び現場教師を入れてほしい。</p>	<p>総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4に規定されており、第2項において、総合教育会議の構成は、地方公共団体の長と教育委員会と規定されています。 ただし、第5項において、必要があると認められるときには、関係者又は学識経験を有する者から、意見を聞くことができることも規定されています。 このため、関係者又は学識経験を有する者から意見を聞くことは、総合教育会議の協議を踏まえ、適宜、対応します。</p>
	24	<p>基本方針1に、平和教育の確立と推進を明記してほしい。</p>	<p>平和教育については、意見No9のとおりです。</p>
3	25	<p>教育の現状、龍ヶ崎市の抱えている問題についての指摘がほしい。具体的には、「いじめ」や「不登校」、「基礎学力」「基礎体力」、「学童の貧困」、「先生のおかれている状況」についてふれてほしい。</p>	<p>龍ヶ崎市の現状などについては、意見No2のとおり、教育プランの序章（現状と課題）に記載する予定です。</p>

No	意見 No	意見及び内容	市の考え方
3	26	市長が力を入れている平和教育の推進について、基本理念に掲げてほしい。	平和教育については、意見 No9 のとおりです。
	27	基本理念の「ふるさと龍ヶ崎の 現在を担い、未来を拓く 人づくり」について、「過去に学ぶ」ということも大切だと思います。 また、「現在」を「いま」、「未来」を「あす」と読ませるならば、「担い」「拓く」もルビがあったほうがよい。	ご意見として承ります。
	28	小中一貫教育について、龍ヶ崎市でなぜ必要とされるのかの説明が必要と考える。他自治体では、少子化の進行に伴い、小中一貫教育の取組がすすんでいるところや、小学校から中学校への接続時の学習指導や生徒指導の面で実施しているところや、中1ギャップへの対応を目的に実施しているところなど、様々である。	小中一貫教育の推進については、意見 No14 のとおりです。 また、市教育委員会の諮問機関として「龍ヶ崎市の新しい学校づくり審議会」を新たに立ち上げたところであり、この審議会での審議も踏まえ、小中一貫教育の推進について、検討していくところです。 なお、小中一貫教育の説明については、教育プランの序章に、学校教育法の一部改正を踏まえ記載する予定です。
	29	龍ヶ崎市教育大綱は、龍ヶ崎市のいわば教育基本法であるため、できるだけ資料を集めての学習と広い範囲での話し合いで作られる必要がある。	教育大綱と教育振興基本計画で構成される、教育プランについては、地域での意見交換（龍ヶ崎教育市民会議）や、総合教育会議の全面公開、策定状況を市公式ホームページに掲載したり、パブリックコメントを実施するなど、開かれた状況のもとで策定作業を進めています。